

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
農産物検査業務規程 （登録検査機関名） 第1章 総 則 （総 則） 第1条 ○○○○○○○○○（以下「本会」という。）が農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。 （農産物検査の方針） 第2条 本会が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。 一 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。 二 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。 （法的地位及び責任） 第3条 本会は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。 2 本会は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。 第2章 農産物検査を行う時間及び休日 （始業及び終業時刻） 第4条 農産物検査を行う時間は、○時○○分から○時○○分までとする。（休憩時間は○時○○分から○時○○分まで） 2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。	（総 則） 1 農産物検査業務規程が適用される範囲を示していること。 2 他の業務を兼業している場合は、それとの区別が明確になっていること。 （農産物検査の方針） 1 活動のよりどころとなるものであること。 2 農産物検査に従事する者が具体的行動をイメージしやすいものであること。 （法的地位及び責任） 1 組織及び権限の法的根拠を明確にしていること。 2 登録検査機関としての責任の範囲を明確にしていること。 （始業及び終業時刻） 営業時間の設定が、円滑な農産物検査の実施を阻害するものでないこと。

(休日) 第5条 休日は次のとおりとする。 一 土曜日及び日曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 三 12月29日から翌年1月3日まで 四 その他〇〇が特に必要と認めた日 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。 第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等 (農産物検査を行う農産物の種類) 第6条 本会は、〇〇、〇〇及び〇〇について農産物検査を行う。 (農産物検査の登録の区分) 第7条 本会は、法第2条第3項（第4項）の品位等（成分）検査を行う。 (農産物検査を行う区域) 第8条 本会が品位等検査を行う区域は、〇〇、〇〇及び〇〇とする。 (農産物検査の請求の受付場所) 第9条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="111 1485 767 1684"> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> なお、上記にかかわらず、全省庁統一の電子申請システム（以下、「共通申請サービス」という。）を通じて請求をすることができる。 (農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置) 第10条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所	名 称	所 在 地							(休日) 休日の設定が、円滑な農産物検査の実施を阻害するものでないこと。 (農産物検査を行う農産物の種類) 農産物検査を行う農産物の種類の範囲を明確にしていること。 (農産物検査の登録の区分) 1 農産物検査の登録の区分を明確にしていること。 2 品位等検査と成分検査の両方を行う場合には、それが明確になっていること。 (農産物検査を行う区域) 品位等検査に係る農産物検査を行う区域は、都道府県名とし、営業範囲を明確にしていること。 (農産物検査の請求の受付場所) 1 農産物検査の請求の受付場所を明確にしていること。 2 農産物検査の請求の受付場所の設置が、受検者の利便に資するものであること。 3 農産物検査の請求の受付にあつては、営業範囲にかかわらず法第17条第5項に定める区域ごとに行える体制になっていること。 4 成分検査を行う登録検査機関が、他の登録検査機関に検査請求の受付の事務を委託する場合は、当該委託先の農産物検査の請求の受付場所を記載する (農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置) 1 検査場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下同じ。）は、法第17条第5項に定める区域ごとに行なえるようになっていること。
名 称	所 在 地								

に配置される法第 17 条第 2 項第 1 号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、次に掲げるとおりとする。

事務所		検査場所		農産物 検査員数
名称	所在地	名称	所在地	
				○名以上
				○名以上
				○名以上
				○名以上

- 2 検査場所（受検品の持込み先）を明確にしていること。
- 3 当該検査場所において、農産物検査を適正かつ円滑に行い、検査した農産物が円滑に流通し得るものであること。
- 4 外国産農産物に係る品位等検査を行う検査場所は、原則として植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第6条に規定する指定輸入場所とし、臨海地域内（沿岸又は沿岸倉庫）において、試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所とする。
- 5 各事務所が管轄する検査場所は、当該事務所の管轄区域と照らして適切であること。
- 6 成分検査にあつては、事務所欄を省略して差し支えない。
- 7 成分検査にあつては、検査場所欄に測定所を記入し、農産物検査員数欄は、測定所別の農産物検査員数を記載すること。
- 8 成分検査にあつては、試料採取場所を設定し、受検品の持込み先を明確にすること。
- 9 農産物検査員の配置が、農産物検査の実施見込数量、1人当たりの検査可能数量等に照らして適正であること

第4章 農産物検査の業務の実施

（農産物検査を行う者）

第11条 農産物検査は、第27条第1項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

- 一 検査試料の採取業務
- 二 量目に係る検査における計量業務
- 三 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第3項の等級又は品位の測定結果の表示業務

（農産物検査の請求の受理）

第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ）によ

（農産物検査を行う者）

- 1 農産物検査は農産物検査員が行うものであることを明確にしていること。
- 2 補助者が行う業務の範囲を明確にしていること。

（農産物検査の請求の受理）

- 1 検査請求者によって差別を行っていないこと。
- 2 検査請求書の確認を行い、次に掲げる事項に留意すること。

る農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。 2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。 なお、検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）の別紙 5 「国内産農産物の検査実施マニュアル」に基づき行うものとするが、検査請求書備考欄への「機械鑑定」又は、「等級検査」の記載については、次のとおりとする。 一 品位の測定結果による検査を希望する場合は、「機械鑑定」と記載する。 二 目視による等級検査を希望する場合は、「等級検査」と記載する。なお、当該記載は省略できるものとする。 3 本会は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することができないものとし、拒否する場合は、その理由を請求者に説明するものとする。 4 第 1 項の検査請求書及び検査請求受付簿は、〇年間保存するものとする （農産物検査の受付の条件） 第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装について、農産物規格規程に定められた規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、〇〇キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。 一 量目についての条件を欠く米穀について、法第 5 条第 2 項（法第34条第 3 項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合 二 法第15条第 2 項の品位等検査を受ける場合	（1）検査請求者が受検を希望する農産物検査の内容を明らかにしていること。 （2）代理人による検査請求が、検査請求者の委任に基づくものであること。 3 検査請求書が必要な期間（3 年程度）適正に保存されるものであること。 4 検査請求受付簿が必要ない場合は、検査請求受付簿に係る記載を削除すること。 （品位等検査の受付の条件） 1 品位等検査の受付の条件を付す場合は、品位等検査を円滑かつ効率的に行う観点から設定されたものであること。 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。
---	--

三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合

2 基本要領Ⅰの第2の1の(2)に規定する米穀の産地
品種銘柄の選択銘柄は、次（別表○）のとおりとする。

（水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇

（水稻もちもみ及び水稻もち玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇

（醸造用玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇

（受検のための準備）

第14条 本会は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- 一 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等）
- 二 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等
- 三 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

（成分検査業務の委託）

第15条 本会は、法第28条の規定に基づき、成分検査に

（産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件）

- 1 農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Ⅰの第2の1の（2）に規定する選択銘柄を記載すること。
- 2 米（「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」、「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」、「醸造用玄米」）麦（「普通小麦」、「普通小粒大麦」、「普通大粒大麦」、「普通はだか麦」）、大豆（「大粒大豆及び中粒大豆」、「小粒大豆及び極小粒大豆」）そば別に記載すること。
- 3 選択銘柄については、ホームページに掲載する等関係者が随時縦覧できるよう必要な措置を講じること。
- 4 ホームページの掲載等に当たっては、当該選択銘柄の初検査実施見込み時期の約1か月前に掲載し、関係者に周知することに努めること。
- 5 登録検査機関の区域に居住する生産者が隣接する都府県において農産物を生産した場合の銘柄検査に限って、登録検査機関が当該隣接都府県を検査の区域として、検査が行える農産物検査員がいることを前提に、必要と判断した場合、検査を行う隣接府県の銘柄を記載すること。

【例】 登録検査機関住所：〇〇県、隣接：△△県

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇
△△県	△△△

※ △△県の銘柄の検査は、〇〇県に居住する生産者が生産した農産物に限る。

- 6 「次」を「別表○」とすることで、農産物検査業務規程の本文と別記することが可能とする。

（受検のための準備）

- 1 請求者に対する要求が、検査を円滑かつ効率的に行う観点から妥当なものであること。
- 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。

（成分検査業務の委託）

- 1 成分検査を行う登録検査機関にあつては、成分検査

関する業務のうち次に掲げる業務を他の登録検査機関に委託することができるものとし、当該委託する業務については、本会が示す準則に基づき行わせるものとする。

- 一 成分検査の請求の受付
- 二 検査手数料の徴収
- 三 検査試料の採取、検査証明の業務及び試料の送付
- 四 検査証明書の交付

(検査試料の採取)

第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

〔外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合〕

- 2 採取した試料は、本会が検査後〇年間保存するものとする。
- 3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。

に関する業務の委託範囲を明確にするとともに、当該業務を委託する者は受託者に対して示す準則に基づき行わせることを規定していること。

- 2 成分検査に関する業務を受託する登録検査機関にあつては、受託して行う業務の範囲を明確にするとともに、当該業務を委託する者が示す準則に基づき当該業務を行うことを規定していること。

(検査試料の採取)

- 1 標準抽出方法に従って行うことを規定していること。
- 2 外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査の場合、採取した検査試料の保管管理について規定していること。
- 3 農産物検査法施行規則に基づき標準抽出方法を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示。以下「標準抽出方法を定める告示」という。）第一の一の（三）及び二の（二）に定められた大規模乾燥調製貯蔵施設等における試料が特に均一であると認められると判断した検査荷口についての簡素化された抽出方法（以下「簡素化された抽出方法」）によるサンプリングの実施方法について規定していること。

(3-1 判断する基準について)

- ① 二項分布等で算出された着色粒等の混入確率と穀粒判別器の着色粒等の測定値を比較し、均一であること。
- ② 穀粒判別器の測定値に特定の傾向がないこと。
なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒等が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。

(3-2 施設の公表について)

- ③ 試料が特に均一であると判断された施設名並びに、都道府県及び市町村を記載した所在地を整理し、ホームページに掲載する等関係者が随時縦覧できるよう必要な措置を講じること。
- ④ 上記③を整理する際に、判断した試料データ及び判断を行った者等根拠資料の保存を規定すること。

(3-3 検査方法について)

- ⑤ 簡素化された抽出方法により実施する条件とその方法を規定すること。

(農産物検査の業務の実施方法) 第 17 条 農産物検査員は、検査場所の環境が第 35 条第 2 項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第 16 条に規定する機械器具その他の設備（第 35 条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。 (検査証明) 第 18 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。 (農産物検査の結果の通知) 第 19 条 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を請求者に通知するものとする。 なお、農産物検査員は、様式〇号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。	⑥ 均一性が認められない場合は、標準抽出方法を定める告示第一の一の（一）及び（二）並びに第二の（一）に定められた抽出方法によることを規定すること。 ⑦ 均一性が確認された大規模乾燥調製貯蔵施設等においては、検査請求を受けたロットから採取したサンプルについて、合成・縮分する前に品質が均一で特定の傾向がないか確認する旨を規定すること。 (3-4 試料の採取方法について) ⑧ 試料が特に均一と判断されたロットからの試料の採取方法を規定すること。 (農産物検査の業務の実施方法) 鑑定方法及び標準計測方法に従って適正に行うことを規定していること。 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所（飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合を除く。以下同じ。）の環境点検の確認を行うことを規定するとともに、実施方法を別に規定していること。 (検査証明) 1 検査証明は、法令の定めるところにより行うことを規定していること。 2 検査証明書又は検査証明事項を QR コード、バーコード、RFID 等照会コードを用いて電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合は、その取扱方法を業務規程に規定すること。 3 上記 2 を規定する場合には、必要な情報セキュリティ対策を講じ、その内容を業務規程とともに保存すること。 4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋等を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況等について適切に管理すること及び当該紙袋等に袋詰めする農産物の品位を事前に把握することを規定していること。 (農産物検査の結果の通知等) 検査証明書の通知以外に、農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。 また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。 なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる
---	---

(検査手数料の収納方法) 第22条 検査手数料は、〇〇により収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、〇〇、〇〇若しくは〇〇又は〇〇により収納することができる。 2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。 (費用の負担等) 第23条 本会は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。 第6章 農産物検査を行う組織 (組織) 第24条 本会の農産物検査を行う組織は、別紙〇のとおりとする。 (会長の責任) 第25条 会長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。 (会長の権限の委譲) 第26条 会長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。 (農産物検査員の任命) 第27条 会長は、本会に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登録された者を農産物検査員として任命する。 2 会長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し	(検査手数料の納入方法) 1 収納の方法が、検査手数料を明朗かつ確実に収納できるものであること。 2 納入方法は、一般的に行える納入方法とし、一部の受検者のみが行える収納方法は、原則としていないこと。 3 流通経費、共同計算等の当該業務規程のなかでなじまない用語が使用されていないこと。 (費用の負担等) 1 請求者に対して過大な負担を求めるものでないこと。 2 特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。 (組織) 1 組織規程等により組織の権限、責任及び業務分担がわかること。 2 最高責任者（会長）からの指示系統が明確に示されていること。 3 農産物検査員の氏名、農産物検査を行う種類及び区域について整理されていること。 (会長の責任) 1 農産物検査における会長の役割及び責任を規定していること。 2 必要に応じて会長の代理者を置いていること。 備考：経営資源とは、人、物、財をいう。 (会長の権限の委譲) 権限を委譲する場合は、権限委譲の範囲、方法等を権限委譲規程により規定していること。 (農産物検査員の任命) 1 任命の基準が登録要件と整合していること。 2 農産物検査員は、農産物検査法、農産物規格その他関係法令に精通していること。 3 宣誓書を交わしていること。
---	---

法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。 3 会長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。 (農産物検査員の職務) 第28条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。 2 農産物検査員は、会長及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。 3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、会長が指定する研修を受講しなければならない。 4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項 (農産物検査員の教育及び訓練) 第29条 会長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。 (内部監査) 第30条 会長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的に実施するものとする。 2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。 (不適切な行為の防止等) 第31条 会長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。 2 会長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに〇〇農政局長（北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長）に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。 (国による調査の受け入れ)	4 指導的農産物検査員は、地方農政局長が行う程度統一会等に参加するとともに、農産物検査員を指導できる者を指名する。 (農産物検査員の職務) 1 農産物検査員の職務の範囲を明確にしていること。 2 農産物検査員が登録検査機関の指揮命令下で公正に職務を行うことが明確にされていること。 3 必要に応じて訓練を行っていること。 4 機密保持の取り決めがあること。 (農産物検査員の教育及び訓練) 登録検査機関としての農産物検査員の教育及び訓練に関する取組が明記されていること。 (内部監査) 1 計画的かつ定期的に内部監査を実施していること。 2 内部監査規程においては、監査の方法、頻度、内部監査員の資格、監査結果の改善手順等について規定すること。 (不適切な行為の防止等) 1 不適切な行為の予防及び是正についての取り決めがあること。 2 不適切な行為が見つかった場合、直ちに是正するとともに、地方農政局長へ報告することを明記していること。 3 罰則規定を設ける場合は、定款等と整合性がとれていること。 (国による調査の受け入れ)
---	--

第32条 本会は、国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。 (指導的農産物検査員の役割) 第33条 本会は、国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。 2 指導的農産物検査員は、第29条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で会長を補佐する。 (異議申立て、苦情及び紛争の処理) 第34条 本会は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。 (機械器具等及び検査場所の点検) 第35条 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。 2 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別記様式）を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。 一 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用する場合 施設の担当部局が環境点検を定期的を実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。 ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。	国が行う調査を受け入れること。 (指導的農産物検査員の役割) 国が主催する会議等へ参加することを明記すること。 (異議申立て、苦情及び紛争の処理) 請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理することが規定されていること。 (機械器具等及び検査場所の点検) 1 機械器具等の保守点検を定期的の実施することを規定していること。 2 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあつては、検査場所（農産物検査の対象が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる検査場所を除く。以下同じ。）の環境を以下により適切に維持・管理が行われていることを確認した上で農産物検査を実施するものであることを規定していること。 (1) 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用している場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的の実施し、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施することを規定していること。 その際、当該登録検査機関が所有する施設が食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類を確認することで環境点検を省略することを業務規程に規定することも可能とする。 <環境点検の主な項目> ・ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）によるそ族昆虫等の防除の徹底 ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善。 ・ 清掃、防虫・防そ対策等の実施日及び実施者等の記録作成及び保存（施設の管理日誌等）。
--	--

二 登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約を結ぶ又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合 農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。 （等級証印の管理） 第 36 条 等級証印を適切に管理するものとする。 （検査証明事項の訂正方法） 第 36 条の 2 広域登録検査機関は、農産物検査法第 13 条第 2 項に規定する紛らわしい表示とならないように、登録検査機関が定める業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めるものとする。 （等級証印の不正使用等） 第 37 条 本会の役職員は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。 2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに地方農政局長に報告する等適切な措置を講じるとともに、地方農政局長の要請による調査等に協力するものとする。 （農産物検査の結果の報告） 第 38 条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより農林水産大臣へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。 （その他） 第 39 条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に会長が定めるものとする。 制 定 令和〇年〇月〇日 一部改正 令和〇年〇月〇日	（2）登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合は、5 S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の観点から、農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認することを規定していること。 （等級証印の管理） 等級証印の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。 （等級証印の不正使用等） 1 不正使用に対して適切な対応をしていること。 2 不正使用を発見したときは、適切な措置を講じるとともに、地方農政局長の要請による調査等に協力すること。 （農産物検査の結果の報告） 検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。 なお、同報告は共通申請サービスにより検査の報告ができるものとする。 （その他） 適切に文書化されており、内容がこの規程と矛盾しないこと。
---	--

別記様式

(品位等検査（生産者）)

検査請求書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考

検査手数料の合計額

2 希望受検場所

3 希望受検期日

上記により、農産物検査法

第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）

第6条の品位等検査（麦の品位等検査）

第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）

を受けたいので、請求します。

年

月

日

検査請求者

住所

氏名又は名称

（登録検査機関）

名称

代表者氏名

殿

検査請求書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	産地国	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考

検査手数料の合計額

2 輸入船名、港名及び入港年月日

船名港名年月日

3 希望受検場所

4 希望受検期日

上記により、農産物検査法

第4条の品位等検査(輸入米穀の品位等検査)

第7条の品位等検査(輸入麦の品位等検査)

第9条の品位等検査(米麦以外の輸入農産物の品位等検査)

第34条第1項の品位等検査(政府が輸入する麦の品位等検査)

を受けたいので、請求します。

検査請求者

住所

氏名又は名称

（登録検査機関）

名称

代表者氏名

殿

(品位等検査（輸入者）)

8-40

(品位等検査（売買取引業者）)

検 査 請 求 書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	産地国	銘 柄	包装の種類	量目	数 量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額								

2 輸入船名、港名及び入港年月日

船 名 港 名 年 月 日

3 希望受検場所

4 希望受検期日

上記により、農産物検査法

第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）
第5条第2項の品位等検査（期間経過米検査）
第8条において準用する同法第5条第1項の品位等検査（麦の品位等検査）
第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）
第15条第2項の品位等検査（検査が失効した麦の品位等検査）

を受けたいので、請求します。

検査請求者

住 所

氏名又は名称

（登録検査機関） 名 称

代表者氏名 殿

(成分検査)

成 分 検 査 請 求 書

1 成分検査を受けようとする農産物 1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	成分検の項目	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額								

2 希望試料採取場所

3 希望受検期日

上記により、農産物検査法第10条の成分検査を受けたいので、請求します。

検査請求者

住 所

氏名又は名称

（登録検査機関） 名 称

代表者氏名 殿

(環境点検実施状況確認簿)

環境点検実施状況確認表

：		検査場所：	
確 認 日	確 認 者	確 認 日	確 認 者